土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小豆島における持続可能な観光を推進するため、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金(以下「補助金」という。)を定め、SDGs (持続可能な開発目標)への貢献により持続可能な観光に取り組む町内事業者を支援し、地域全体で持続可能な観光地づくりに取り組み、国内外から選ばれる観光地域づくりに資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) SDGs 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2023アジェンダ」にて記載された国際目標をいう。
 - (2) 町内事業者 町内において事業所又は活動拠点を有する個人事業主、団体及び法人をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、町の観光振興に資するものでかつ、SDGsに掲げる17の目標のうち、2つ以上の目標達成に貢献する事業とし、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲 げるすべての要件を満たす町内事業者とする。ただし、政治団体、宗教上の組織 若しくは団体を除く。
 - (1) SDGsの推進に関する取組の内容が、他者の取組に対する批判、その 他補助金の目的に照らして適当でないものでないこと。
 - (2) 暴力団(暴力団員もよる不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法 律第77号)第2条2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等及 び暴力団員等と密接な関係を有するものではないこと。
 - (3) 町税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に、次の各号に規定する割合 を乗じた額の合計とする。ただし、補助金の上限額は30万円とし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 10万円までの経費 10分の10
- (2) 10万円を超え50万円までの経費 2分の1
- 2 補助金の交付は、1補助対象者当たり1会計年度につき1回限りとする。 (交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、土庄町 持続可能な観光貢献事業支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書 類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

- 第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付することと決定したときは、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により補助金を交付しないことと決定したときは土庄町 持続可能な観光貢献事業支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申 請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

- 第8 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金(変更・中止・廃止)申請書(様式第4号)に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更するとき。ただし、補助金の交付決定額に変更が生じない軽微なものである場合を除く。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 町長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、適当 と認めたときは、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金変更承認通知書(様 式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日以 内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い 日までに、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金実績報告書(様式第6号) に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の履行状況が確認できる写真及び資料
- (4) 支出の根拠となる領収書の写し
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(審査会の設置)

- 第10条 町長は、前条の規定による実績報告があった場合、実施内容を報告する ため、審査会を設置することができる。
- 2 町長は、前条に規定する実績報告があった場合は、審査会に諮問し、その報告を受けるものとする。
- 3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、第9条の規定による実績報告があったときは、前条第2項の規定による報告を受け、その内容を審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第12条 前条の通知を受けた補助事業者は、土庄町持続可能な観光貢献事業支援 補助金請求書(様式第8号)により、補助金を町長に請求するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

- 第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、 第7条の交付決定の内容の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができ る。
 - (1) 第10条の審査会において、補助金の目的に照らして適当でないと判断 された場合
 - (2) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは 指示に違反した場合
 - (3) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合
 - (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当行為をした場合
 - (5) 第7条の交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消し、又は変更した場合は、 土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付決定の取消等通知書(様式第9号) により、補助事業者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取消し、又は変更した場合に おいて、補助金が既に交付されているときは、土庄町持続可能な観光貢献事業支 援補助金返還命令書(様式第10号)により、期限を定めて当該補助金の全部又 は一部の返還を命ずるものとする。

(譲渡及び担保の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供して はならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

科目	補助対象経費
報償費	研修講師等の謝金
旅費	研修講師等の費用弁償、研修参加等に係る交通宿泊費
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、 修繕料、賄材料費、医薬材料費
役務費	通信運搬費、保管料、広告料、手数料、翻訳料、保険料
委託料	補助対象事業に係る委託料
使用料及び賃借料	使用料、借上料
原材料費	材料費
備品購入費	管理用備品費、機械器具費
負担金補助及び交付 金	研修負担金、受講料、参加費
その他経費	その他町長が必要と認める経費

土庄町長 様

申請者 住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付申請書

年度土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金の交付を受けたいので、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業の名称							
補助金の申請額							円
事業期間	年	月	月	から	年	月	日まで
担当者及び連絡先	〒 住 氏 名 話 番 ル	号 アドレ	ス				
申請者の主な営利活動の内容	(現在	行って	いる営	利活動の	概要)		

添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 収支予算書(別紙2)
- (3) 団体である場合は、規約及び構成員名簿

(別紙1)

事業計画書

事業の名称	
関連する	
SDGs17の指	
標	
(2つ以上記載	
すること)	
事業の目的	(実施事業を通して、どのように小豆島の持続可能な観光地
	づくりに貢献していくかを中心に記載してください。)
事業の内容	
事未の四日	
東光ったジュー	
事業スケジュールと実施体制	
ルと美心体制	
事業の効果	(期待される効果を具体的に記載してください。)

収支予算書

1 収入

(単位:円)

科目	金額	内容
土庄町持続可能な観光貢献事業支 援補助金		
自己資金		
その他の収入		
合計		

2 支出

(単位:円)

			(十匹・1.
	科目	金額	内容
補			
助			
対 象			
経			
費			
	小計		
補助			
対 象			
補助対象外経費			
	小計		
	合計		

[※]内容には、金額の積算根拠を記載してください。

住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町長

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金につきましては、審査の結果、次のとおり交付を決定しましたので、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金交付決定額

円

3 交付決定の理由

住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町長

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金につきましては、審査の結果、次のとおり不交付を決定しましたので、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

- 1 事業の名称
- 2 不交付決定の理由

土庄町長 様

申請者 住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金(変更・中止・廃止)申請書

年 月 日付けで交付決定された土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金の 事業について、次の理由によりその内容を(変更・中止・廃止)したいので、土庄 町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のと おり申請します。

事業の名称		
変更後の補助金の申 請額	円	
既補助金交付決定額	円	
(変更・中止・廃止) の理由		
(変更・中止・廃止) の内容		

関係書類

- (1) 変更の前後が分かる事業計画書
- (2) 変更の前後が分かる収支予算書

住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町長

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金の(変更・中止・廃止)申請につきましては、審査の結果、次のとおり決定しましたので、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 事業の名称
- 2 既補助金交付決定額

円

3 変更後補助金交付決定額

円

土庄町長 様

申請者 住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定された土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金の 事業が完了したので、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第10条 の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業の名称							
交付決定額							円
精算額							円
不用額							円
事業期間	年	月	月	から	年	月	日まで
担当者及び連絡先	〒 住 氏 名 電 話 番 メ		ス				

添付書類

- (1) 事業報告書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2)
- (3) 事業の履行状況が確認できる写真及び資料
- (4) 支出の根拠となる領収書の写し

事業報告書

事業の名称	
事業の実績	(事業の実績を具体的に記載してください。)
今後の事業展開	(今後の事業展開を具体的に記載してください。)

収支決算書

1 収入

(単位:円)

科目	金額	内容
土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金		※交付決定額を記載
自己資金		
その他の収入		
合計		

2 支出

(単位:円)

	科目	金額	内容
44:			
補 _ 助			
対			
象 _ 経			
費			
_	小計		
補助			
補助対象外経費			
外 — 経 #			
須	 小計		
	合計 (精算額)		

[※]内容には、金額の積算根拠を記載してください。

住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町長

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金の額につきましては、審査の結果、次のとおり確定しましたので、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

- 1 事業の名称
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金交付確定額 円

土庄町長 様

申請者 住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金について、補助金の支払を受けたいので、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり請求します。

事業の名称	
交付決定額	円
概算払済額	円
補助金確定額	円
今回請求額	円

振込先金融機関等

金融機関名	銀行・組合・金庫・農協
支店名	本店・支店・出張所・支所
口座種別	普通・当座
口座番号	
	(フリカ゛ナ)
口座名義人	

 号

 年
 月

 日

住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町長

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付決定の取消等通知書

年 月 日付け 号の交付決定について、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり取消し、又は変更します。

- 1 事業の名称
- 2 交付申請年月日

年 月 日

3 交付決定年月日

年 月 日(第 号)

- 4 取消し又は変更の内容
- 5 取消し又は変更の理由

 号

 年
 月

 日

住所又は所在地 氏名・団体名・法人名 代表者氏名

土庄町長

土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金返還命令書

標記の補助金について、土庄町持続可能な観光貢献事業支援補助金交付要綱第 13条第3項の規定により返還を命ずる。

返還命令額	金				円
		年	月	日付け	号により交付決定
返還を					
命ずる理由					
返還期限					
返還口座	(金融機関名)			
	(支店名)				
口座種別					
口座番号					
(フリカ゛ナ)					
口座名義					